道路法第37条に基づく占用制限区域図

位置図

道路法第３７条に基づく道路占用の禁止・制限について

さいたま市では、災害が発生した際、道路上に設置された電柱が倒壊し、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすことがないよう、道路法第37条の規定に基づき防災上の重要な道路において、新たな電柱の道路占用を制限しています。

1　路線名及び占用を制限する区域

図中の青線のとおり。

2　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4　占用の制限の開始の期日

令和５年４月１日

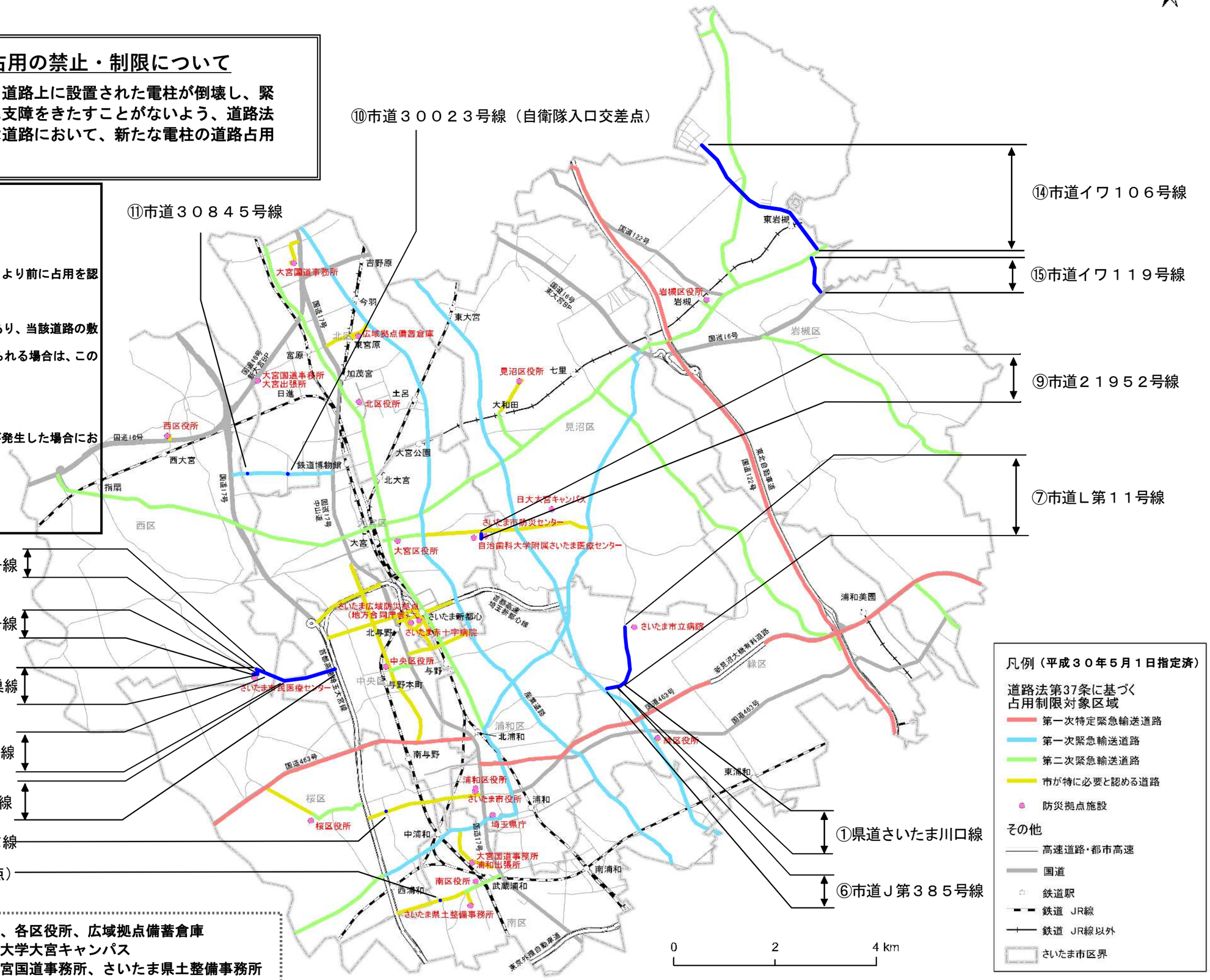

※防災拠点施設

①市の防災拠点施設：市役所、防災センター、各区役所、広域拠点備蓄倉庫
②首都圏広域防災拠点：地方合同庁舎、日本大学大宮キャンパス
③緊急輸送道路の復旧機能を有する施設：大宮国道事務所、さいたま県土整備事務所